

令和2年度 学校いじめ防止基本方針

千葉県立多古高等学校

いじめは、学校教育において、生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、組織的にいじめ問題に取り組む事が求められている。

このことから、本校では、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等を具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「学校いじめ防止基本方針」としてここに定めるものとする。

第1 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、すべての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

本校では、「心身ともに健康で、徳の高い人間性豊かな人材の育成」を教育目標の一つにしており、その目標達成に向け、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 コンプライアンス

上記の基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携をはかりつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽虚偽の説明を行わないものとする。

第2 いじめ防止のための組織

1 名称

「いじめ防止対策委員会」

2 構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談係（スクールカウンセラー）

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を行うための中核になる常設組織とする。

3 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ 教職員の資質向上のための校内研修
- ウ いじめの未然防止
- エ いじめの対応
- オ 各取り組みの有効性の検証
- カ 学校いじめ防止基本方針の見直し

第3 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止に当たっては、教育・学習の場である学校・学級自体に豊かな人権尊重の意識が醸成され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じ、総合的に推進する必要がある。

2 いじめ防止のための具体的な措置

- (1) 生徒、保護者を対象とした外部講師による人権講話を実施し、いのちを大切にすることを大切にするキャンペーンや豊かな人間関係づくり、インターネットの適切な利用について、啓発や指導を通していじめの未然防止に努める。
- (2) 1学年のLHRの時間に実施する道徳の授業について、「マナー」、「情報モラル」、「いじめゼロ」等のテーマについて話し合い、生徒自身に深く考えさせる機会を設定し、いじめの防止に努める。
- (3) 「いじめゼロ宣言」、「いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン」を通していじめの未然防止を図る。
- (4) 教職員の留意点
 - ア いじめを助長するような不適切な認識や言動（差別的な発言や生徒を傷つける発言等）や体罰は、絶対にしない。
 - イ 生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感を育むわかりやすい授業づくりを進めるなどいじめを含めた問題行動の未然防止につなげる。
 - ウ 部活動や生徒会活動、ボランティア活動など生徒の興味関心に応じた自発的活動を支援する。また、部活動など過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高め、いじめ等の問題行動を誘発する危険性に十分配慮するものとする。

第4 いじめの早期発見について

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒がいじめにあっている場

合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することが考えられる。このため、日頃から、昼休みや放課後などの授業時間外も含めて、学校生活において、生徒が示す何気ない変化や危険信号を見逃さないようにすることが求められている。

2 いじめの早期発見のための具体的な措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを各学期ごとに行う。これによって、いじめや人間関係の悩み、学習のつまづきなどを早期に発見する。
質問事項については、「いじめ」、「暴力」、「盗難」、「ネット上の中傷や嫌がらせ」等について設定し、いじめに特化しない調査となるように配慮する。
調査結果については、迅速に対応し、特にいじめの疑いがあるものについては、基本方針に従い対処することとする。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため保護者面談会を実施し、生徒の学校での様子を保護者に詳細に伝えると同時に、家庭の様子も詳しく聞き取る。また、些細なことでも生徒の異変に気づいたらすぐに互いに連絡を取り合えるような関係作りをする。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、生徒向けに「悩み相談箱」を職員室前等に設置する。また、日常的に誰でもいつでも生徒の相談を受け入れる準備があることを示す。

第5 いじめの相談・通報について

1 相談窓口

- (1) 校内
 - 教育相談員及びセクハラ相談員
- (2) 校外
 - 千葉県子どもと親のサポートセンター
0120-415-446 (フリーダイヤル)
 - 千葉いのちの電話24時間
043-227-3900 (24時間体制)
 - 多古町生涯学習課社会教育係
0479-76-7811

2 相談・通報に当たっての留意点

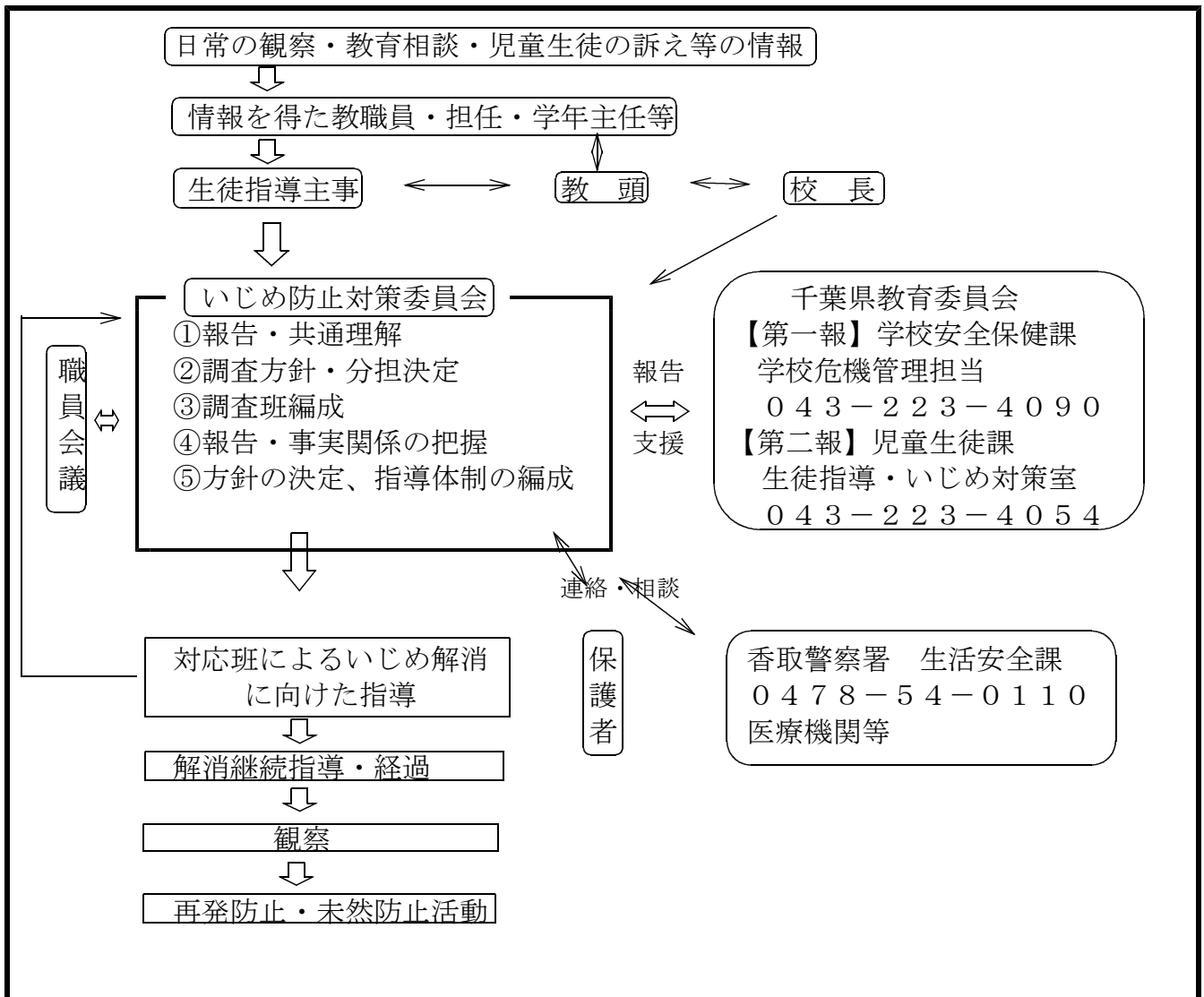
教育相談を通じて得られた生徒に関わる相談内容やそれへの対応等の情報は、個人情報保護の観点からも適切な管理が必要である。これらの情報は、生徒及び保護者のプライバシーを守りつつ、有効に活用すべきものである。児童生徒の発するサインを見逃さず、予防的な対応に生かすとともに、その後の指導につなげることが重要である。

3 相談・通報後の処置

- (1) 生徒の安全確保
いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の身の安全を第一とする。
- (2) 加害生徒への対応
いじめを行なった生徒については、教育的配慮の下、関係機関等と連携しつつ、速やかに組織的に対応する。

第6 いじめを認知した場合の対応について

1 報告体制



2 いじめ被害者への対応（本人・保護者）

- (1) いじめ被害者の自宅を訪れ、聴取した事実を保護者に説明する。
- (2) いじめ被害者・保護者の心情を考慮し、誠実に丁寧に対応する。
- (3) いじめ被害者を徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝える。
- (4) 学校側の今後の対応について、関係機関との連携を含めて説明する。
- (5) いじめ被害者・保護者の不安な点を聴取し、対応策を示す。

3 いじめ加害者への対応（本人・保護者）

- (1) 複数の職員により、いじめの事実について事情聴取する。
- (2) 聴取記録の係を決め、手書きした後、電子データにも残す。
- (3) 暴言や威圧等の不適切な聴取方法とならないよう注意する。
- (4) 聴取時間及び場所については、休憩を適宜入れながら、無理のないよう環境に配慮して設定する。
- (5) 保護者に来校してもらい、聴取したことを伝える。

4 周囲の生徒への対応（学級・学年・全校・部活動等）

当該いじめに関するアンケート調査や関係者への聴き取り調査に関する具体的な方法や留意事項について説明する。

5 聴取に当たっての留意点

上記3の他、いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることのないよう、関係者に説明する。

6 いじめ調査について

必要に応じて、当該いじめに関するアンケート調査を実施する。

7 報告について

- (1) いじめを認知し、被害者及び加害者への事情聴取を終えた段階で、校長（教頭）が県教育委員会（学校安全保健課危機管理担当）に一報を入れる。
- (2) 必要に応じて、香取警察署（生活安全課）や医療機関等その他関係機関に連絡し協力要請をする。

第7 指導について

1 いじめをやめさせる指導

- (1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援
 - ア 生徒の身の安全を最優先し、いじめをやめさせることに皆で取り組むことを伝える。
 - イ 生徒のこころのケアのため、必要に応じて、カウンセラーの支援を要請する。
 - ウ 生徒が安心して学べる環境を整備する。
- (2) いじめを行なった生徒に対する指導及び保護者に対する助言
 - ア いじめの被害者の立場となって状況を考えさせ、絶対にいじめを行なってはならないことを諭す。
 - イ 被害者生徒や通報した生徒に対する報復行為を絶対しないよう指導する。
 - ウ 警察や病院等が関係する事案であれば、保護者に関係機関との対応を指示する。
 - エ 被害者生徒に対する謝罪について指導する。
 - オ いじめを再び起こさないよう、特別指導を含めて、継続して生徒及び保護者に指導・助言をする。
- (3) 当該保護者に対する丁寧な説明
 - ア いじめを受けた生徒及びいじめを行なった生徒それぞれの保護者に対して、争いが起こることのないよう、正確に丁寧に説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。
 - イ 警察や病院等が関係する場合は、それぞれの保護者の心情を配慮しつつ、争いが起きることのないよう、適切に支援をする。
- (4) 周囲の生徒への指導
 - ア 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりしなかったか、反省を促す。
 - イ 「傍観者」として周辺で暗黙の了解を与えていなかったか、反省を促す。
 - ウ いじめをなくすために何かできなかったのか考えさせ、いじめ問題の克服に向けて指導する。
- (5) 所轄警察署との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所属警察署と連携してこれに対処する。

2 校長及び教頭による懲戒

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該生徒に懲戒を加えるものとする。

3 心のケア

いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするため、複数の教職員によって、いじめを受けた生徒だけでなく、いじめを行なった生徒及び周囲の生徒

の心のケアについて支援する。

4 再発防止の指導

- (1) 当該いじめの被害者、加害者、及び保護者への継続的な面接による情報収集や情報提供を行い、必要に応じて生徒への指導・助言、保護者への協力依頼や助言を行う。
- (2) 教育相談や被害調査により、いじめの行為は発覚するものであることを、生徒や保護者に機会あるごとに周知し、生徒が安心して学校生活を送ることができる人間関係づくりの大切さについて、あらゆる教育活動を通じて、継続的に指導する。

第8 重大事態への対処について

1 重大事態とは

いじめ防止推進対策法第28条に次のように規定されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手することとする。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 重大事態の報告

「第6の1報告体制」に基づき、校内における報告を受け、校長が県教育委員会（学校安全保健課学校危機管理担当）や関係機関に重大事態の発生について報告する。

3 学校いじめ対策組織の招集

重大事態の発生後直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集し、県教育委員会の指導のもと、調査の趣旨、調査の主体、調査の方法等について検討し、調査を実施する。

(1) 調査の趣旨

事実関係を明確にするため、重大事態に至った当該いじめ行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査の主体

学校が主体となっていくか、県教育委員会が主体となっていくか、県教育委員会が判断をする。従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒や保護者の訴えなどを踏まえ

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止にかならずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、県教育委員会が指導や支援を受けて、行うこととする。

(3) 調査の方法

質問紙調査や聴き取り調査により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合がある旨を調査に先立ち調査対象となる在校生やその保護者に説明することに留意する。

ア いじめを受けた生徒から聴き取りが可能な場合

生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員、必要に応じて保護者に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員、必要に応じて保護者に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。それまで学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

4 調査の実施

上記3に基づき、調査を実施する。いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。調査による事実関係の確認とともに、生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

5 関係機関との連携

必要に応じて、医療機関、警察、心理や福祉の専門家などの外部専門家に協力を要請し、連携して調査を進める。

6 調査結果について

(1) 情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。また、情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮する。

(2) 報告

調査結果については、校長が県教育委員会に報告する。また、いじめを受けた生徒及びその保護者についても、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

7 自殺が関係する場合の留意事項

(1) 自殺の背景調査

亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構想することを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら背景調査を行う。

(2) 遺族の要望・意見

背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。また、詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と

合意しておく。

(3) 在校生及び保護者への配慮

在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

(4) 公平性・中立性の確保

調査を行う組織については、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）に参加を依頼することにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(5) 客観的・総合的な分析評価

背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。また、客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識を有する者の援助を求める。

第9 点検、評価について

1 点検

「学校評価アンケート」の中の「いじめ問題の取組」について評価項目を設定し、教職員、生徒、保護者で評価する。「いじめ防止対策委員会」において、「学校評価アンケート」の結果及び学校いじめ防止基本方針に基づき、取り組み状況の検証・修正等について点検・分析する。

2 評価

上記の点検に基づき、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取り組みについてPDCAサイクルで学校いじめ防止基本方針の見直しを図る。